

公 示

九 州 運 輸 局 長
令 和 6 年 11 月 1 日

道路運送法施行規則第15条の6の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第15条の7に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和6年11月11日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

(公示番号 九運公第83号)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
			別紙のとおり					

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
長6廃5	廃止	西肥自動車株式会社	長崎県佐世保市山手町727番地先	長崎県佐世保市烏帽子町289番地先	8.10	R7.4.1	運転士不足により現状の 輸送体系を維持しながら 運営していくことができな くなっているため。	
			長崎県佐世保市矢岳町508番地先	長崎県佐世保市小野町1370番地5先	3.40			
			長崎県佐世保市福石町20番地先	長崎県佐世保市福石町2番地先	0.55			
			長崎県佐世保市干尽町1番地先	長崎県佐世保市新港町2番地先	0.55			
			長崎県佐世保市干尽町3番地先	長崎県佐世保市干尽町5番地先	2.00			
			長崎県佐世保市針尾東町2523-1先	長崎県佐世保市針尾東町2506番地先	0.10			
			長崎県佐世保市針尾東町2506番地先	長崎県佐世保市針尾東町2399番地先	0.40			
			長崎県佐世保市大塔町1003番地先	長崎県佐世保市卸本町1番地先	0.85			
			長崎県平戸市深月免178番地先	長崎県平戸市田平町小手田免54番地先	5.40			
			長崎県佐世保市重尾町953番地先	長崎県佐世保市宮津町1154番地先	5.80			
			長崎県佐世保市針尾北町741番地先	長崎県佐世保市針尾東町612番地先	8.30			
			長崎県佐世保市小川内町644番地先	長崎県佐世保市世知原町栗迎301番地先	9.30			
			長崎県佐世保市小川内町644番地先	長崎県佐世保市吉井町大渡49番地先	5.40			
			長崎県松浦市志佐町里免395番地先	長崎県佐世保市世知原町栗迎13番地先	12.80			
			長崎県松浦市志佐町浦免1352番地先	佐賀県伊万里市二里町3561番地先	22.20			
			佐賀県伊万里市山代町立岩412番地先	佐賀県伊万里市山代町西分4822番地先	2.30			
			佐賀県伊万里市二里町3561番地先	佐賀県伊万里市二里町大里乙1271番地先	0.80			
			長崎県東彼杵郡川棚町栄町1番地先	長崎県東彼杵郡波佐見町岳辺田郷503番地先	4.40			
長崎県東彼杵郡波佐見町岳辺田郷503番地先	長崎県東彼杵郡波佐見町岳辺田郷1339番地先	1.50						
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷7番地125先	長崎県東彼杵郡川棚町白石郷7番地81先	0.40						